

東京都台東区立大正幼稚園 運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年10月台東区条例第22号）第20条の規定により、施設の運営についての重要事項を定めることを目的とする。

(施設の目的)

第2条 本園は、次条に定める運営方針に基づき、入園する幼児（以下「園児」という。）への教育・保育を行うことを目的とする。

(運営方針)

第3条 本園は、幼児期にふさわしい生活や豊かな遊びの体験を通して、心情・意欲・態度を培うよう教育・保育を行うものとする。

2 本園は、台東区幼児教育共通カリキュラム「ちいさな芽」を踏まえ、次の3つの力が育つよう教育・保育を行うものとする。

(1) 健康な心と体で生活できる力

(2) 相手や状況が分かり、楽しく活動し、協力できる力

(3) 自分で考え、意欲的に遊び、学べる力

3 本園は、地域や家庭と連携し、文化や自然に触れ、心や感性が豊かになるよう教育・保育を行うものとする。

4 本園は、小・中学校との連携を図り、就学へのなめらかな接続を目指すものとする。

5 本園は、安全、安心に配慮し、温かな愛情のもとで一人一人を大切に育てるものとする。

(提供する教育・保育の内容)

第4条 本園は、幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）に従い、義務教育及びその後の教育の基礎を培うことを踏まえ、次に掲げる教育・保育、その他便宜の提供を行う。

(1) 特定教育（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育のうち、教育に限る。）

(2) 預かり保育

(3) 給食の提供

(4) その他教育・保育に係る行事等

(5) 医療的ケア児童受入児童

(職 員)

第5条 本園に配置する職員及び職務の内容等は、別表1のとおりとする。

(学年及び学期)

第6条 本園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

2 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項の子どもについては、1年を次の3学期に分ける。

(1) 第1学期 4月1日 から 8月31日 まで

(2) 第2学期 9月1日 から 12月31日 まで

(3) 第3学期 1月1日 から 3月31日 まで

(教育・保育の提供を行う日及び利用時間)

第7条 本園における教育・保育の提供を行う日は、次条で定める休業日以外の日とする。

2 本園における教育・保育の利用時間は、次のとおりとする。

平日 午前8時50分から午後2時10分まで

(休業日)

第8条 本園の休業日は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）及び東京都台東区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年9月教育委員会規則第5号）に基づき、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

(3) 開校記念日

(4) 都民の日条例（昭和27年東京都条例第75号）の規定する日

(5) 学年始休業 4月1日から4月7日

(6) 夏季休業 7月20日から9月1日

(7) 冬季休業 12月25日から1月8日

(8) 学年末休業 3月18日から3月31日

(9) その他東京都台東区教育委員会が定める日

(利用者の負担)

第9条 本園の利用に係る保育料は、東京都台東区立幼稚園保育料条例（平成19年10月台東区条例第46号）に定めるところによる。

2 本園の利用に係る保育料以外の利用者の負担は、次のとおりとする。

(1) 預かり保育料 東京都台東区立幼稚園保育料条例に定める額

(2) 園服・用品代 28000円程度

(3) 教材費・絵本代等 月額1500円程度

(4) 給食費 1食あたり230円

(5) その他 遠足などの行事にかかる実費

(利用定員)

第10条 本園における利用定員は、次のとおりとする。

(1) 3歳児 20人

(2) 4歳児 30人

(3) 5歳児 30人

(利用の開始及び終了)

第11条 本園の利用は、保護者が入園の申請を行い、台東区教育委員会が入園を決定することにより開始する。

2 前項の申請が、定員を上回る場合の選考方法は抽選による。

3 本園は、以下の各号に該当するときは、教育・保育の提供を終了する。

- (1) 保護者が退園の手続きをおこなったとき
- (2) 園児が小学校に就学したとき
- (3) 台東区外に転居したとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

4 前項第3号に該当する保護者が、教育委員会へ教育・保育の提供の延長を申し出た場合、別表2のとおり延長する。

(緊急時における対応)

第12条 本園において、保育中に、園児の容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、園医又は園児の主治医へ連絡をとるなど、必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第13条 本園は、非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は防火担当責任者を定め、少なくとも年11回以上、避難に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止)

第14条 本園は、園児の虐待の防止を図るため、関係機関と連携し体制の整備を行い、職員に対する研修を実施するなど、必要な措置を講ずるものとする。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

職種	配置人数	職務の内容
園長	1 人	・ 幼稚園教育、所属職員、施設及び事務の管理を行う。 ・ 所属職員の職務上及び身分上の監督を行う。
園長が指名する主任教諭又は教諭	1 人	・ 園長を助け、命を受けて園務をつかさどり、及び園務を整理する。 ・ 園長の命を受け、必要に応じ園児の保育をつかさどる。
主任教諭	3 人以上	・ 特に高度の知識又は経験を有し、園児の保育をつかさどる。
教諭		・ 園児の保育をつかさどる。

別表 2

クラス	条件	延長期間
3 歳児	2 3 区内に転居	転居する月の月末まで
4 歳児		
5 歳児	第 3 学期に 2 3 区内に転居	卒園する年度の 3 月 3 1 日まで